

資料 2

日 薬 総 発 第 13 号

令和 7 年 10 月 1 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会

担当副会長 荻野 構一

モバイルファーマシー運用指針の完成について（ご報告）

平素は、本会会務につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本会では、モバイルファーマシーの円滑かつ効果的な運用を図ることを目的に、モバイルファーマシーの所有者（都道府県薬、大学等）と協議を重ね、「モバイルファーマシー運用指針」として取りまとめを完了いたしました。

本指針は、モバイルファーマシーの平時における準備や、今後発生し得る大規模災害時の活動に資するものとして、その円滑かつ効果的な運用を実現するための基本的な指針となるものです。

つきましては、貴会におかれましても本指針の内容をご参照のうえ、今後の災害対応体制の整備・構築等にお役立ていただければ幸甚に存じます。引き続き、災害時における医薬品供給体制の確保・充実に向け、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【別添】

○モバイルファーマシー運用指針

※本指針、「モバイルファーマシー報告書」及び「備品・物品リスト（参考）」は下記 URL からダウンロード可能です。

【日本薬剤師会 HP】

<https://www.nichiyaku.or.jp/yakuzaishi/activities/disaster>

以上

モバイルファーマシー運用指針

令和7年 10月 1日	制 定
-------------	-----

公益社団法人 日本薬剤師会

日本薬剤師会 災害対応医薬品供給車両【モバイルファーマシー】 運用指針

はじめに

「モバイルファーマシー」（以下、「MP」という。）は、2011年3月の東日本大震災での救援活動を通じて得られた知見を基に、宮城県薬剤師会において最初に開発されました。東日本大震災では、広範囲にわたる被災地で薬局が消失し、医薬品供給拠点としての機能が失われたことが大きな特徴でした。当時、宮城県薬剤師会では医薬品の供給や薬剤師の派遣を事前に計画していましたが、現地の薬局そのものが消失する事態までは想定していませんでした。

被災地で薬剤師が DMAT や JMAT などと共に活動し、被災者へ医薬品を供給する際には、携行できる医薬品の種類と量に限界がありました。そこで、「薬剤師が災害医療チームに同行する代わりに、医薬品と調剤設備を搭載した小型車両でチームのルートを追いかけて、災害処方箋に基づいて医薬品を供給できれば」という発想から MP が考案され、「医薬品が必要なところに移動し、供給する＝モバイルファーマシー®」と名付けられました。

その後、2016年4月に発生した熊本地震での初出動以降、MP は主に地域の基幹避難所近くの救護所に配置されていますが、将来の広域災害に備え、運用体制の確立が今後の課題として挙げられています。

本運用指針は、災害発生時にMP による円滑な支援活動を行うことを目的として、あくまでもMP の運用に関する基本的な考え方と方向性を示すものであり、画一的な手順や方法を定めるためのものではありません。実際の災害現場では、地域の実情や被災状況に応じた柔軟な運用と支援活動が求められることから、本運用指針はそれらを尊重する立場から策定しました。

今後の運用を通じて、本運用指針がより実用的な形へと発展していくことを願っています。

目次

第1章 所有者（薬剤師会・薬系大学等）が行うこと	3
1. 平時の準備（体制整備）	3
1.1 人員	3
1.2 車両および装備品	3
1.3 医薬品等	4
1.4 訓練および研修	4
1.5 連携	4
1.6 維持管理	4
2. 災害発生時（支援）	5
2.1 派遣時の体制整備	5
2.2 車両および装備品	5
2.3 医薬品等	5
2.4 支援活動に関する事項	5
第2章 日本薬剤師会が行うこと	6
1. 平時の準備（体制整備）	6
2. 災害発生時	6
2.1 体制整備	6
2.2 車両および装備品	6
2.3 医薬品等	7
2.4 支援活動に関する事項	7
第3章 用語の定義	8
1) MP 運用責任者	8
2) 車両維持管理責任者	8
3) MP 運用訓練修了者	8
4) 緊急通行車両確認証明書	8
5) ブロック	9
第4章 巻末資料	10
① MP の管理・運用に必要な情報が記載された「MP 報告書」	10
② MP に搭載する「備品・物品リスト（参考）」	10
③ モバイルファーマシーの名称使用に関する同意書・商標登録証	10

第1章 所有者（薬剤師会・薬系大学等）が行うこと

災害発生後、MP は被災地において、仮設調剤所が確立されるまで医薬品の供給拠点としての役割が求められる。災害発生時の活動を円滑に行うためには、平時からの車両の整備や人員確保、各種協定の把握などが重要であり、MP 所有者はそのための諸施策を平時から講じておく必要がある。

1. 平時の準備（体制整備）

MP の運転技術や MP 搭載機器の操作方法の研修・訓練などを実施し、派遣要請後、速やかに出動できるよう災害発生時に向けた準備が必要である。また、災害発生時の対応について地域の関係機関と日頃から連携し、共有することも重要である。

1.1 人員

- ☐ MP 運用責任者^{注1}（「第3章」用語の定義）を参照。以下同じ）および車両維持管理責任者^{注2}を選任する。
- ☐ 出動に備えて、派遣可能な薬剤師（MP 薬剤師）のリストを事前に作成し、迅速に対応できる体制を整備する。
- ☐ MP の運転および搭載機器の操作ができる人員を育成するため訓練を修了した者（MP 運用訓練修了者^{注3}）が原則チームに最低一人は配置されていることが望ましいが、MP 運用訓練修了者が帯同できない場合も想定して体制を整備する。

1.2 車両および装備品

- ☐ 車両の定期的な点検を実施し、出動時に問題が発生しないようにする（特にタイヤ、バッテリー）。
- ☐ 搭載されている機器（分包機など）の点検を定期的の実施し、派遣先での運用に支障がないようにする。
- ☐ MP の管理・運用に必要な情報を MP 報告書（巻末資料参照）により日本薬剤師会に報告する（導入時及び仕様変更時）。
- ☐ MP に搭載する備品や物品についてリスト化する（巻末資料参照）。
- ☐ 搭載されている機器（分包機など）の取扱説明書の有無を確認する。
- ☐ 状況に応じて MP に随行する車両が必要となる場合も想定されるため、あらかじめ所有または手配を検討する。
- ☐ 出動に備えて、緊急通行車両確認証明書^{注4}の交付を受けることを検討する。

1.3 医薬品等

- 災害用医薬品の準備やリスト化は任意とする。ただし、所有する都道府県においては、それぞれ締結している協定等に基づき災害発生時に備えた医薬品等の準備を進めることが望ましい。
- 災害発生時に備えて、医薬品卸協同組合等や行政（薬務主管課）等と速やかに連携が取れる体制を構築する。なお都道府県等との協定がある場合はそれに従う。

1.4 訓練および研修

- 地域の防災訓練等に参加し、災害発生時を想定した訓練を原則として年 1 回以上実施する。
- MP 運用訓練修了者を育成するため訓練および研修を実施する。

1.5 連携

- 近隣の薬剤師会やブロック^{注 5}等で連携を図り、共同での運用ができる体制の構築に努める。
- MP 運用責任者と所有者・行政の災害対策担当者及び日本薬剤師会の連絡網を構築する。
- 地域の防災訓練に積極的に参加し、関係機関との連携強化に努める。

1.6 維持管理

- 災害発生時に速やかに出動できるよう、車両維持管理責任者は定期的なメンテナンスを実施する。
- 故障時や車両の修理が必要になった場合の対応を検討する。
- 万が一に備えて車両保険の加入を検討する。

2. 災害発生時（支援）

2.1 派遣時の体制整備

- MP 薬剤師のリストを基に、速やかに派遣対応可能の可否について確認を行い、派遣要請に備える。
- 派遣要請があった場合は、要請先（被災都道府県薬剤師会もしくは日本薬剤師会）に派遣可能な MP 薬剤師リストを速やかに提出する。
- 出動決定後は、継続的な派遣が可能となるよう MP 薬剤師等の確保および調整に努める。

2.2 車両および装備品

- 出動要請先の指示に従い、派遣先の地域・季節に適合する装備（スタッドレスタイヤ、チェーン等）を準備する。
- 派遣先の状況に応じて、資機材（通信機器、燃料、随行車両等）を準備する。

2.3 医薬品等

- MP に搭載する医薬品等及び医薬品等を搭載する場所については、災害救助法に基づく費用弁済の関係もあるため、被災都道府県薬剤師会もしくは日本薬剤師会の指示に従う。

2.4 支援活動に関する事項

- 活動場所等については、被災都道府県薬剤師会もしくは日本薬剤師会の指示に従う。
- 現地での支援活動中に不具合（事故・故障等）が起きた場合は、被災都道府県薬剤師会もしくは日本薬剤師会に指示を仰ぐ。
- MP の運用管理は、車両を所有する組織等で管理する要員を 1 名以上配置する。なお配置できない場合は他組織の MP 運用訓練修了者を手配する。

第2章 日本薬剤師会が行うこと

本来、災害発生時の支援活動は行政（都道府県）の要請に基づいて行うべきものであるが、大規模災害発生時に最も重要な初期活動のためには、行政からの要請を受ける前に、薬剤師会では自主的に救護活動を開始するための準備を進めておく必要がある。

そのため日本薬剤師会では、MPを所有する薬剤師会等に対して派遣要請を行う際には、被災地の都道府県薬剤師会内に設置された「現地対策本部」と緊密に連携し、調整を進める。派遣の要請は日本薬剤師会内に設置された「中央対策本部」が行い、現地対策本部の指示・要請内容に基づき行うものとする。派遣の際には現地対策本部と連携を取りながら進める必要がある。

1. 平時の準備（体制整備）

- ☐ MPの管理・運用に必要な情報を、「モバイルファーマシー報告書」（巻末参照）により所有者から報告を受けて、一覧を作成する。
- ☐ MPに搭載すべき備品や物品について検討し、「備蓄・物品リスト」（巻末資料）を作成する。
- ☐ 首都圏直下型地震、東海地震、東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、被災地域ごとに派遣可能なMPをシミュレートし、地域特性や被災リスクに基づいた配置優先順位を設定する。
- ☐ MPに随行する車両が必要となることが想定される場合には、あらかじめ所有者と協議する。

2. 災害発生時

2.1 体制整備

- ☐ 被災地の情報を迅速に収集し、現地対策本部及び中央対策本部で共有する。
- ☐ MP派遣の必要性を被災都道府県薬剤師会と協議した上でMP派遣の要否を決定し、派遣を行う場合には要請する順番を調整する。
- ☐ 被災状況と事前に設定した派遣優先順位を踏まえて、MP所有者へ連絡し、派遣可能状況を確認する。

2.2 車両および装備品

- ☐ 収集した被災地の情報を基にMPの装備を検討し、必要な装備をMP所有者に連絡し準備状況を確認する。
- ☐ MPに随行する車両が必要となり、所有者で手配できない場合は日本薬剤師会で準備する。

2.3 医薬品等

- 収集した被災地の情報を基に被災都道府県薬剤師会と協議し、搭載する医薬品等リストと搭載場所を決定し派遣が決定した MP 所有者に連絡する。

2.4 支援活動に関する事項

- 活動日程等に関するリストを作成し、共有する。
- MP の入替え時にスムーズな引継ぎが出来るように、MP が滞在する期間や場所について事前に現地の災害対策本部等と調整を行う。
- 車両を所有する組織等で MP 運用訓練修了者を手配できない場合は、日本薬剤師会で調整する。
- MP の活動内容（活動期間や交代タイミング、追加派遣の必要性等）については、定期的に現地を視察するなど現地で活動中の薬剤師と十分な情報共有をする。
- 活動終了の日程は、MP 派遣先の地域保健医療福祉調整本部および被災都道府県薬剤師会と協議し、決定後、所有者に連絡をする。

第3章 用語の定義

本運用指針の用語について、以下にその定義を示す。

1) MP 運用責任者

- MPの運用に関する責任者。
- 本運用指針に関する事項について統括的にマネジメントを行う。

2) 車両維持管理責任者

- MPの車検点検・装備品の管理・各種保険など車両の維持に関する業務の責任者。
- 本運用指針の1.2と2.2の「車両および装備品」のマネジメントを行う。
- MP運用責任者と連携を取りながら「車両および装備品」の維持管理に努めることが望ましい。

3) MP 運用訓練修了者

- MPの運転および搭載機器の操作ができる人員を育成するための訓練を修了した者。必ずしも薬剤師である必要はない。

4) 緊急通行車両確認証明書

- 災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両については、災害発生前において、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けることができる。

詳細については警視庁のホームページ参照

参照URL：<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/saigaisharyo.html>

参照QRコード：



5) ブロック

- 日本薬剤師会が規定する 11 ブロック

北海道ブロック : 北海道

東北ブロック : 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東ブロック : 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨

東京ブロック : 東京

北陸信越ブロック : 新潟、富山、石川、福井、長野

東海ブロック : 岐阜、静岡、愛知、三重

近畿ブロック : 滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山

大阪ブロック : 大阪

中国ブロック : 鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国ブロック : 徳島、香川、愛媛、高知

九州ブロック : 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第4章 巻末資料

- ①. MP の管理・運用に必要な情報が記載された「MP 報告書」
- ②. MP に搭載する「備品・物品リスト（参考）」
- ③. モバイルファーマシーの名称使用に関する同意書・商標登録証

【備考】

「MP 報告書」及び「備品・物品リスト」の Excel データは下記からダウンロード可能です。

<https://www.nichiyaku.or.jp/yakuzaishi/activities/disaster>

「MP 報告書」の Excel データは、「入力シート」と「出力シート（MP 報告書）」に分かれています。「入力シート」に必要事項をご入力いただくと、自動的に「出力シート（MP 報告書）」に転記される仕様となっておりますので、完成した「出力シート（MP 報告書）」を日本薬剤師会事務局へご提出ください。

モバイルファーマシー報告書

報告書作成日： 年 月 日

所有者情報	所有組織名（例：〇〇県薬剤師会）					連絡先	
	実際に維持管理している組織名（例：△△県薬剤師会）					連絡先	
車両情報	製作会社名（例：バンテック）					メインバッテリー交換日	
						年 月 日	
	長さ	幅	高さ	燃料の種類	スタッドレスタイヤ	タイヤチェーン	
	cm	cm	cm	ガソリン ・ 軽油	有 ・ 無	有 ・ 無	
	タイヤサイズ（例：195/80R15）		タイヤ購入日（交換日）		タイヤサイズ(スタッドレス)		タイヤ購入日（交換日）
			年 月 日				年 月 日
キャンピング設備	就寝定員		バンクベッド等の情報（例：バンクベッド3名就寝可能）				
	人						
	空調設備（エアコン、FFヒーター、ポータブル暖房等）						
	エアコン ・ FFヒーター ・ ポータブル暖房 ・ その他（ ）						
	トイレ	トイレ種別			プライベートスペース等の情報		
	有 ・ 無	常設 ・ 簡易 ・ 使い捨て					
電装	発電機	発電能力	使用燃料	発電機（外付）	発電機（外付）	発電能力	使用燃料
		kVA		有 ・ 無		kVA	
	インバーター容量	ソーラー充電	発電量（ソーラー）	外部電源取込み	サブバッテリー	サブバッテリー容量	
	W	有 ・ 無	Ah	有 ・ 無	有 ・ 無	Ah	
水回り	専用シンク	洗面台	シャワー	温水器	浄水タンク容量		汚水タンク容量
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	L		L
冷蔵庫	種類		容量		テレビ	無線	衛星電話
	備付 ・ ポータブル		L		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
その他	サイドオーニング			サイズ（幅m × 奥行m）		サイドテント	
	有 ・ 無	左側 ・ 右側	手動 ・ 電動	m × m		有 ・ 無	
	その他の車載設備（自由記載）						
調剤等に関する設備	分	メーカー（例：ユヤマ）		種類	商品名（型番）		印字の可否
	包			Vマス ・ 円盤			可 ・ 不可
	機						
	電	メーカー（例：ユヤマ）		バッテリー	監査プリンタ	その他	水剤調剤の可否
	子			有 ・ 無	有 ・ 無	その他	可 ・ 不可
	天						クリーンベンチ
設備	上記以外の調剤に関する設備（自由記載）						
備考	「自動車検査証記録事項」の提出						

備品・物品リスト（参考）

分類	品目	備考
調剤関係	災害薬袋	
	災害処方箋	
	お薬手帳	
	分包紙	
	天秤	
	スバーテル	
	散剤用アラ皿	
	散剤ヘラ	
	メートルグラス	
	投薬瓶（水刺ボトル）	
	軟膏ツボ	
	軟膏ペラ・軟膏版	
	乳鉢・乳棒	
	ピンセット	
	半錠はさみ	
	ピルカッター	
	チャック付きビニール袋(大・中・小)	
	マスク	
	ニトリル手袋	
	消毒用アルコール	
事務用品	ヒートシンラー	
	付箋	
	電卓	
	ボールペン（黒・赤）	
	油性マジック（黒・赤・青）	
	ハサミ	
	カッターナイフ	
	ホチキス	
	クリップ	
	メモ帳	
	どこでもホワイトボード	
	ホワイトボード用マジック・イレサー	
	輪ゴム（小・中・大）	
	PC（発注・運用用）	
	プリンタ	
	バインダー	
	A4用紙	
	USBメモリー	
	モバイルWi-Fi	

分類	品目	備考
生活用品	電源ドラム	
	延長コード	
	体温計	
	トイレットペーパー	
	ティッシュペーパー	
	ウエットティッシュ	
	ペーパータオル	
	レジ袋	
	ゴミ袋	
	タオル	
	バケツ	
	液体石鹸	
食器類	紙皿	
	紙コップ	
	割り箸	
	スプーン	
	ラップ・ビニール袋	
支援活動用品	懐中電灯（手動充電式・電池式）	電池式の場合は予備乾電池
	ランタン（手動充電式・電池式）	電池式の場合は予備乾電池
	ライター	ターボ式だと風に強い
	ガムテープ	布テープだとマジックで記入が可能
	養生テープ	
	セロファンテープ	
	クーラーボックス	
	保冷剤	
	使い捨てトイレ	
	トイレ用薬剤（カセットトイレ）	ケミカル系のバイオ系
	ヘルメット	
	防盲・防盲・防災ベスト・ジャケット類	所属する薬剤師会名/医療機関名を入れる
	非常用給水袋(たためるタイプ)	
	ホースリール	給水に必要
	軍手	
	傘	

分類	品目	備考
補助備品	ブルーシート	
	絆創膏（カットバン）	
	掃除機	
	電子レンジ	
	工具一式	
	ジャンプスタート用バッテリー	
その他	湯沸かしポッド	
	三角停止板	高速道路、自動車専用道路の場合は表示義務有り
	マニュアル類	
	寝袋	
車内生活（宿泊）を想定するなら		
宿泊用品等	寝袋	
	毛布	
	クロースドセルマット	寝袋下にひく断熱マット：車内床で寝るなら必須
	カセットコンロ	
	カセットガス	

【備考】

本リストには、食料品は含まれておりません。
また、掲載された備品・物品については、すべてを必ずしも準備頂く必要はございません。
支援活動にあたっての参考資料として活用ください。

モバイルファーマシーの名称使用について

一般社団法人宮城県薬剤師会

会長 山田 卓郎

宮城県薬剤師会は昨今、各地で「モバイルファーマシー」の配備が進んでいることは極めて望ましい状況であると考えております。一方、当会は「モバイルファーマシー」と同様の車両が今後、制作・運用される場合、営利企業の広告活動等に使用されることを懸念し、平成 29 年 3 月 24 日に「モバイルファーマシー」の名称を商標登録いたしました。

つきましては「モバイルファーマシー」の名称を使用する場合は事前に以下の項目をご確認の上、当会宛て別添「モバイルファーマシーの名称使用に関する同意書」をご提出願います。

記

- ①所有者または管理者は法人格を有する薬剤師会あるいは薬系大学であること。
- ②当該車両を一切の営利活動及び営利企業の広告活動等に使用しないこと。
- ③車両の分かりやすい場所に〇〇〇薬剤師会（薬系大学の場合は〇〇薬科大学）と表示すること。
- ④車両には企業等の名称や広告等を表示しないこと。
- ⑤その運用にあたっては、平時・災害時を問わず所有者または管理者たる薬剤師会または薬系大学が主体的に運用すること。

なお、薬剤師会以外の企業等からの問合せの場合は、「モバイルファーマシーは薬剤師が災害発生時に被災地で活動することを目的とする車両であり、営利目的（企業広告も含む）では使用することが出来ない」ということを十分に説明し、所在地の都道府県薬剤師会と協議するよう伝えておりますのでよろしくお願いします。



以上

モバイルファーマシーの名称使用に関する同意書

年 月 日

一般社団法人宮城県薬剤師会

会長 山田 卓郎 殿

住 所

氏 名

印

当方が所有する車両を「モバイルファーマシー」と呼称することにつき、以下の内容に同意したことを証し、署名捺印いたします。

記

1. 所有者または管理者は法人格を有する薬剤師会あるいは薬系大学であること。
2. 当該車両を一切の営利活動及び営利企業の広告活動等に使用しないこと。
3. 車両の分かりやすい場所に〇〇〇薬剤師会（薬系大学の場合は〇〇薬科大学）と表示すること。
4. 車両には企業等の名称や広告等を表示しないこと。
5. その運用にあたっては、平時・災害時を問わず所有者または管理者たる薬剤師会または薬系大学が主体的に運用すること。

【特記事項】

※薬剤師会以外の企業等からの問合せの場合は、「モバイルファーマシーは薬剤師が災害発生時に被災地で活動することを目的とする車両であり、営利目的では使用することが出来ない」ということを十分説明し、所在地の都道府県薬剤師会と協議することとする。

※依頼人が上記 1～5 の事項に違反した場合、この同意書の効力は消滅するものとし、当該名称の使用許諾を取り消すことといたします。

以上



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5934362号

(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)

モバイルファーマシー

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第5類 薬剤、医療用試験紙、医療用油紙、衛生マスク、オブラート、ガーゼ、カプセル、眼帯、耳帯、生理帯、生
その他別紙記載

商標権者

(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

宮城県仙台市青葉区落合2-15-26

一般社団法人宮城県薬剤師会

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

商願2016-091985

出願日

(FILING DATE)

平成28年 8月23日 (August 23, 2016)

登録日

(REGISTRATION DATE)

平成29年 3月24日 (March 24, 2017)

その他別紙記載

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成29年 3月24日 (March 24, 2017)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小宮義則



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第5934362号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2016-091985 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 5 類) 理用タンポン、生理用ナプキン、生理用パンティ、脱脂綿、ばんそうこう、包帯、包帯液、胸当てパッド、綿棒、サプリメント

第10類 医療用指サック、おしゃぶり、氷まくら、三角きん、支持包帯、手術用キャットガット、吸い飲み、スポイト、乳首、氷のう、氷のうつり、哺乳用具、魔法哺乳器、睡眠用耳栓、防音用耳栓、医療用機械器具、医療用手袋、しびん、病人用差込み便器、耳かき

第12類 キャンピングカー、自動車並びにその部品及び附属品

第44類 医療情報の提供、栄養の指導、動物の飼育、動物の治療、動物の美容、医療用機械器具の貸与

商標権者 埼玉県所沢市日比田95番地1

(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

VANTECH株式会社

[以下余白]